

文化財防災マニュアルのあり方

李素妍*

How to Make the Cultural Properties Disaster Manual

LEE Soyeon*

キーワード：文化財，防災マニュアル

Key Words: Cultural Properties, Disaster Manual

I. はじめに

最近，頻繁に発生する自然災害によってライフラインが止まって日常生活に影響を与えている。そのなかで文化財も自然災害によって被害を受けている。

2011年の東日本大震災は，東北地方太平洋沖地震で発生した巨大津波がもたらした甚大な災害であった。その他にも熊本地震，鳥取中部地震，北海道胆振東部地震等の大きな地震が発生している。また，毎年，台風が襲来し，暴風による風倒害や大雨による水害が発生している。近年では，温暖化の影響が大きいと考えられている線状降水帯による豪雨が毎年のように発生するようになってきた。これらの自然災害に加え，火災も日常的に起きている。2019年10月の首里城正殿の焼失は記憶に新しい。「防災」という概念は「減災」，「救援」，「復旧」という3つのプロセス全体をさす言葉となっている。この3つのプロセスを経て，災害に対して強靱な社会を作っていくというのが「防災」の考え方である（高妻2020）。

災害から身の安全を守るために防災マニュアルが必要であるように，文化財に防災マニュアルが必要である。文化財防災マニュアルは文化財を対象にした危機管理と対応に関するガイドブックである。現在，各県が文化財防災マニュアルを作成してインターネットに公開している。鳥取県は文化財防災マニュアルについて策定ができておらず，現状では鳥取県防災計画のなかに文化財災害対策が盛り込まれているのみである。2016年度鳥取県中部地震の経験を

教訓にして文化財防災マニュアルの作成を急ぐべきである。文化財防災マニュアルづくりに関する規定はなく各県が判断して作成している。今後，鳥取県の防災マニュアルのために必要な内容を事前に調査することが望ましい。本研究では，日本の各県で公開されている文化財防災マニュアルの内容を調べて文化財防災のあり方を検討した。

II. 調査方法

本研究では神奈川県，長野県，兵庫県，三重県，岡山県，徳島県，愛媛県，熊本県の文化財防災マニュアルを読み，各県のマニュアルの特徴を確認した。ユネスコ・イクロムの非常時における文化財の救出と保全の手引きを参考にして文化財防災マニュアルに必要とする内容を検討した。イクロムは文化財保存修復研究国際センターである。この手引きはユネスコ・イクロムの許可を得て，機構構成施設の一つである京都国立博物館が担当し，ハンドブックの日本語訳を刊行したものである（国際連合教育科学文化機関2018）。

III. 研究結果および考察

各県の文化財防災マニュアルの共通項目は，事前防災，災害時の対応，被災後の文化財の取扱いである。神奈川県の文化財防災マニュアルは平成30年に発行されている。基本構成は，(1)日頃の取組み，(2)発生時の対応，(3)復旧にむけて，(4)自主点検リスト，参考・引用文献，届け書・様式集である。

*鳥取大学地域学部地域学科国際地域文化コース

「日頃の取組み」ではインターネットを通じて県内の地図情報を発信している「e-かなマップ」を活用して文化財の防災マップを公表している。文化財防災マップに指定文化財の位置や内容を書き加えることができる。また、建造物、美術工芸品および有形民俗文化財、無形民俗文化財に対する管理、点検および対策が用意されている。被災した文化財の修復のために必要な文化財の写真、特徴および寸法などの記録作成を説明している。家庭で災害に備えて準備する物品のなかで、軍手、ヘルメット、防災ずきん、毛布、タオルなどは文化財が被災した際に活用できる。

「発生時の対応」では、安全確保、被災状況の把握、被災文化財の保全、地元市町村（文化財担当）への連絡等がある。人命を最優先に行動して安全が確保できた後、被災箇所の写真撮影やマニュアルに添付している文化財被災状況記録票を参考に被災状況を記録する。過去に発生した震災で、被災建築物応急危険度判定により復旧可能な文化財が取り壊された事例がある。被災建築物応急危険度判定で要注意、危険と判断されても即座に取り壊さないように説明している。

「復旧にむけて」では、復旧計画の策定・実施、補助金の活用および指定文化財保存修理等補助金が説明されている。建造物、美術工芸品および有形民俗文化財、無形民俗文化財の自主点検リストが含まれている。国指定文化財だけではなく県指定文化財や指定されていない文化財にも適用できる「文化財チェックリスト」を紹介している（神奈川県 2021）。

長野県の文化財防災マニュアルは令和3年に発行されている。基本構成は、(1)総則、(2)一般災害の対策、(3)東海地震等の大規模地震に対する対応、(4)別紙である。

「総則」ではマニュアルの目的、対象および目標が書いている。「一般災害の対策」では、平常時の対策、被災時の対応について文化財の所有者等、国（文化庁）、県教育委員会、市町村文化財担当部局が行うべき行動を示している。「東海地震等の大規模地震に対する対応」では平常時の対策、被災時の対応について文化財の所有者等、国（文化庁）、県教育委員会、市町村文化財担当部局が行うべき行動が書いている。被災時の対応のなかで注目する点は、被災発生から時間順に分けた4段階の対応策である。第1段階は発生から1週間程度で、①安全確保と文化財の被害状況の把握、②文化財の二次災害を防止する。第2段階は発生から2週間程度で、①被害状況、②文化財等の救援事業の申請をする。第3段階は発生から

1ヶ月程度で、損壊文化財等の部材保全をする。第4段階は復興段階で、①被災文化財の修復計画の策定、②修復事業の実施をする。

「別紙」では被害状況把握のフローチャートや調査票などがある。一般の災害時と大規模災害時に応じて文化財の被害状況を把握するためのフローチャートがあり、関係者の役割が明確に決まっている（長野県 2021）。

兵庫県の文化財防災マニュアルは令和3年に発行されている。基本構成は、(1)はじめに、(2)被災時の対応、(3)各種災害への対応、(4)被災後の文化財の取扱い、(5)様式集、(6)参考資料、連絡先リストである。「はじめに」では、防災マニュアルの対象である文化財や文化財種別を示している。災害発生後の困難な状況でもスムーズに仕事ができるように役割分担を決めている。役割分担者は、文化財所有者、市町文化財主管課、県教育委員会および文化庁であり、防災対策、発災時の対応および発災後の対応が決まっている。

「発生時の対応」では、災害発生後の応援要請の判断基準および応援主管府県等を示している。災害時に文化財への対応ができない場合、応援要請に必要な「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している。自府県が対応不能であれば応援を要請する仕組みである。応援要請の判断基準は3つであり、①被災文化財数量が少量か多量か、②被災地域が局地的か広範囲か、③被災地域に文化財が集中しているか否かである。

「各種災害への対応」では火災、地震、風水害、盗難・盗掘の発災から修理・復旧までの流れが示されている。「被災後の文化財の取扱い」では、被災状況の報告、被災文化財の保護・修復、法令上の手続きがある。ここでは文化財の被害状況を速やかに把握して早く報告することを図っている。文化庁の様式・手引きや県内各地の防災施設を示して緊急時の混乱が防止できる（兵庫県 2021）。

三重県の文化財防災マニュアルは平成29年に発行されている。基本構成は、(1)総則、(2)防災対策と被災時の対応、(3)各災害への対応、(4)被災後の文化財の取扱い、(5)付属資料である。

「総則」では目的、文化財の種別と災害、役割分担が書いている。役割分担者は国（文化庁）、県（教育委員会）、市町（文化財保護担当部局）、文化財所有者であり、役割に基づいた行動を呼びかけている。また、役割分担者に対して防災対策、災害発生時、災害発生後の対応を説明している。

「防災対策と被災時の対応」の内容は、①防災対

策、②被災時の対応、③連絡体制である。①では防災意識の向上、リスク把握、防災対策の実施が含まれている。②では安全確保、被害状況の確認、被災後の対応が説明されている。③では災害発生後の文化財所有者、市町村文化財保護担当部局、県教育委員会、国（文化庁）との連絡順番がフローチャートに示されている。「各災害への対応」では、火災、地震、風水害、盗難に対して①リスクの把握、②事前対策、③被災時の対応が説明されている。「被災後の文化財の取扱い」の内容は、文化財保護・修復や法令上の手続きである。「付属資料」には、文化財防犯の留意点として①文化財の台帳管理、②日頃からの巡視・点検が書かれて不審や異常があったとき、盗難にあったときの模式図がある。その他、市町村文化財保護担当部局と県教育委員会の連絡先一覧がある（三重県 2021）。

岡山県の文化財防災マニュアルは平成 25 年に発行されている。基本構成は、(1)はじめに、(2)岡山県内の災害と文化財被害、(3)平常時の予防策と対応策、(4)災害発生直後の対応、(5)参考資料編である。「はじめに」では文化財の素材によって災害時の対応策が大きく異なることを説明し、所有者に文化財素材の特性やその保存方法を調べるように呼びかけている。「岡山県内の災害と文化財被害」では、岡山県における平成 19 年度から 23 年度の災害による指定文化財の主な被害を示して災害対策の重要性を説明している。また、日頃から事前に防災知識を得て対策を講じるように呼びかけている。「平常時予防策と対応策」では、建築物、建築物以外の有形文化財への対策を示している。建築物の敷地や立地、活用の状況および管理の体制などにしたがって対策を整えている。その他、災害に備えて事前に準備しておきたい物品が示されている。

「災害発生直後の対応」では地震発生後に人命を最優先に対応するように呼びかけている。災害が発生してから復旧までの流れを①災害の警報ができたとき、②安全確保、③被害状況の記録と報告、④被災文化財の保全、⑤復旧に分けて対策を講じている。

「参考資料編」では、①水に濡れた文化財（建築物以外の有形文化財）の種類別の応急処置、②防災の手引き、③防火・防犯対策のチェックリスト、④被害状況報告票がある。水に濡れた文化財の応急処置は文化財防災ウィールを参考にして作成した。文化財防災ウィールは、平成 16 年に文化財保存修復学会の監修より作成し、文化庁が発行したものである（図 1）。原文はアメリカで作成されたものであるが、日本の実情や日本の文化財の特性に合わない部分は

注釈を加えており、素材、材質等別の対処など、参考となる事項が多く含まれるため、緊急対応の参考になる（文化庁 2022）。その他、文化財建造物や美術工芸品の防火・防犯対策チェックリストがあり、災害発生後の点検および定期的な自己点検が可能な取組みである（岡山県 2021）。



図 1 文化財防災ウィール（筆者撮影）

徳島県の文化財防災マニュアルは令和 3 年に発行されている。基本構成は、(1)はじめに、(2)災害発生時の対応、(3)事前防災について、(4)終わりに、(5)参考資料である。

「はじめに」では文化財防災マニュアルの対象となる文化財を説明し、災害発生時に人命および人々の生活が最優先であると示している。文化財への応急処置や対応によって被害を最小限にとどめられることを説明している。また、所有者・管理者、関係者・関係機関に対して分かりやすい防災マニュアルの作成を目指している。

「災害発生時の対応」では、①災害対策本部の組織及び配備体制、②文化財被災対応について、③受援及び支援について、④種別に応じた対応と留意点がある。災害対策本部の組織及び配備体制として災害発生後の徳島県内の担当部署を決めている。担当部署が対応できない場合の緊急対応や対応窓口を講じている。配備動員の体制は災害規模によって 3 段階の対応が整っている。第 1 非常体制の時期は、震度

4 以上の地震発生、津波注意報、大規模な事故等が発生したときである。第2非常体制の時期は、震度5弱または5強の地震発生、暴風、大雨、洪水警報等の発表、津波注意報等が発表されたときである。第3非常体制の時期は、震度6以上の地震発生、大津波警報、大雨特別警報などが出されたときである。

また、大規模災害発生時の対応が作成されていて災害発生から復旧までの行動を示している。第1段階の時期は大規模災害発生から3日後である。初期対応として被害状況、緊急対応および状況報告をおこなう。第2段階の時期は概ね1週間である。被害状況把握、被災文化財への対応、支援要請および受入調整をする。第3段階の時期は概ね3週間である。被害程度や被害金額を確定して災害復旧予算を要求する。第4段階の時期は、概ね6ヶ月であって災害復旧事業が開始される。第5段階の時期は、概ね3年であって本格的復旧がおこなわれる。

徳島県は文化財の種別に応じた対応と留意点を示している。①建造物、伝統建造物群保存地区、②美術工芸品、有形民俗文化財、無形民俗文化財、③史跡、名勝、文化的景観、④名勝天然記念物、⑤天然記念物に対して災害種別に応じた対策を整えている。文化財防災に対して適切な対応ができるように毎年マニュアルの更新を目指している。「参考資料」では文化財種別の被害状況調査書を添付している(徳島県2021)。

愛媛県の文化財防災マニュアルは平成31年に発行されている。基本構成は、(1)はじめに、(2)平常時の災害予防対策、(3)災害発生時の応急対策、(4)被災後の復旧対策、(5)参考資料である。

「はじめに」の内容は、目的、文化財種別と保護の対象、災害等と防災対策タイミング、本書の適用と運用および関係者の役割分担である。防災対策を講ずるタイミングを、平常時の予防対策、災害発生時の応急対策および被災後の復旧対策の3段階に大別している。また、愛媛県の災害等による文化財被害や防災対策の段階に応じた関係者の役割分担が決まっている。役割分担者は、①所有者、②関係機関、③市町教育委員会、④県教育委員会、⑤文化庁である。

「平常時の災害予防対策」では、所有者による文化財予防対策を風水害、火災・盗難、地震・津波に分けて説明している。施設管理者や県・市町教育委員会による予防対策も提示している。「災害発生時の応急対策」では、①風水、②地震・津波、③火災・盗難に対する所有者、県・市町教育委員会および関係機関による対策が示されている。「被災後の復旧対

策」では、所有者に被災等した文化財の届出、修理等事業計画、修理に伴う法令上の手続きを説明している。「参考資料」では文化財の防災に関する手引きがあり、①文化財を災害から守る基本的な考え方、②収蔵・保管に当たっての災害対策、③公開・展示に当たっての災害対策、④災害発生時における緊急の保存措置等に関する対策がある。文化財の被害要因を①移動・転倒・落下等による被害、②火による被害、③水による被害に分類している。3つの被害は、収蔵設備や展示設備の不備が原因になるので文化財の構造や素材に応じた対策を呼びかけている(えひめ2021)。

熊本県の文化財防災マニュアルは令和2年に発行されている。基本構成は、(1)総則、(2)防災対策と災害時の対応、(3)各災害への対応、(4)被災後の文化財の取扱い、(5)埋蔵文化財、(6)届出書・様式集である。「総則」では文化財の種別による防災対策や熊本県における災害事例を示している。災害発生時の役割分担は、国(文化庁)、県教育委員会、市町村文化財保護担当部局、文化財所有者であり、防災対策、災害発生時、災害発生後に対する役割が決まっている。「防災対策と災害時の対応」では、防災意識の向上、リスクの把握、防災対策の実施、安全確保、被害状況の確認、被災後の対応及び連絡体制がある。

「各災害への対応」では、火災、地震、風水害、盗難に対するリスクの把握、事前対策、被災時の対応が書かれている。平成28年熊本地震で被災前の文化財の記録が不十分であったことが原因で、文化財の毀損を正確に把握できなかった。問題の解決策として文化財の三次元データ化を取り組み、毀損の度合いの把握を図っている。過去の災害経験や日常点検によって確認された箇所について、事前に修理・補強等の対策を講じる。また、文化財防災ハザードマップの作成、修復や復旧に対して文化財の優先順位が必要であると説明している。

「被災後の文化財の取扱い」では、文化財の保護・修復、法令上の手続き、補助金等の説明がある。文化財防災の対策として総務省の「地域文化デジタル化事業」を参照して防災等対策に有効な文化財のデジタル化を図る。また、歴史建造物が被災した場合に速やかに被害状況を確認し、ヘリテージマネージャー(歴史・文化遺産の保全活動の手法を習得した建築士)など専門家の助言を受けて具体的な被害状況を把握する(熊本県2021)。

各県の文化財防災マニュアルの構成は災害予防対策と災害発生時の対応であり、県によって復旧対策が含まれている。文化財防災マニュアルは各県の現

状や特徴を反映して作成されている場合が多い。神奈川県は本研究で調査した防災マニュアルのなかで唯一に文化財の防災マップを作成・公表している。神奈川県の文化財防災マップは、震度や津波等の災害時の被害状況の分布を示した地図に、国及び県指定文化財の位置や内容等を重ねることができる(神奈川県 2021)。このマップは文化財ハザードマップの機能を持っている。ハザードマップは、災害が起こり得る場所に対して事前対策を講じるために必要な情報である。自然災害を軽減する方策として、各自治体などで作成された災害履歴、被災想定区域、避難場所・経路を地図に示したハザードマップは、地域の文化遺産の防災・減災にも役立てられることができる(深瀬 2016)。文化財ハザードマップは災害予防策として必要であるが、まだマップを作成している県は少ない。

神奈川県の防災マニュアルには家庭で災害の事前準備に備える物品が文化財防災に役立つことを説明している。文化財防災のために特別な努力を必要とするのではなく、日常生活の一部であるように呼びかけて所有者の負担を軽くしている。地震被災後の建築物の調査結果を示す危険度判定ステッカーがある(図2)。全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めたもので、①調査済み、②要注意、③危険の3つに分けられている。①は被災程度が小さく建築物は使用可能、②は建築物に立ち入る場合は注意が必要であり、応急的な補強は専門家に相談する、③は建築物に立ち入ることは危険であり、応急処置を行った後に入るという意味である(全国被災建築物応急危険度判定協議会 2022)。これを見本にして被災した文化財の判定後に用いる危険度判定ステッカーがあれば良い。ステッカーは被災状態による調査結果を表示して誰でも文化財の様子を把握することができる。災害後の混乱のなかで関係者の負担を減らし、応急処置を必要とする文化財が判断できる。

長野県の特徴は被災発生後の時間に応じた4段階の対策である。災害した文化財を対象に①やること、②期限、③対応に目安を置いて具体的な計画を立てることが容易である。また、平常時や被災時における関係者の役割分担が決まっているので対応の滞りが防止できる。

兵庫県の特徴は、災害発生時の応援要請の協定である。災害発生後は人命救出とライフラインの復旧が急務であり、文化財への手当をする余裕はない。被災した文化財を放置すると、その損傷がひどくなるので応急処置を必要とする。平成16年に文化財保存修復学会の監修より作成された文化財防災ウイー

ルによると、緊急時の48時間以内の対応と救出によって文化財状態に差が出る(文化庁 2022)。災害が発生した地域で文化財の取扱いができない場合、周辺地域による援助は重要である。兵庫県が近畿等関係府県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県)と相互応援に取り組んだ協定は文化財防災に欠かせない。



図2 応急危険度判定(全国被災建築物応急危険度判定協議会 2022)

三重県の特徴は付属資料の文化財防犯の留意点である。この資料には「文化財の防犯にかかる留意事項」をまとめた模式図がある。盗難から文化財を守る日常管理が主な内容で、①文化財の台帳、②保管施設・施錠、③巡視・監視体制、④日頃からの巡視・点検が書かれている。問題発生後の情報提供時に文化財の特徴、事件前後の状況、参観者や不審者などの内容を伝えるように説明している。

岡山県の特徴は文化財防災ウィールをもとに作成した水で濡れた文化財(建造物以外の有形文化財)の種類別の処置方法である。これは文化財所有者に防災対策の事前準備として重要な情報を提供している。対象の文化財は本、紙、染織品、家具、陶磁器、石製品、金属製品、有機素材である。水損した本や紙の応急措置に家庭で使用するキッチンペーパー、クッキングシート等が有効であると説明している。新聞紙や圧縮袋で本の乾燥ができるスクウェルチ・ドライイング法が掲載されている。

徳島県の特徴は配備動員体制と大規模災害発生時の被害対応である。配備動員体制は第1非常体制、第2非常体制、第3非常体制であり、各体制によって配備時期、配備内容が書かれて緊急時に慌てずに行動ができる。配備を担当する職員や関係者への指示、災害発生後の関係機関と連絡調整を図るための体制が整っている。大規模災害発生時の被害対応は

5段階に大別されて被害状況把握の担当者、調査および報告内容が決まっている。

愛媛県の特徴は参考資料に掲載されている収蔵・保管、公開・展示および災害発生時の緊急保存措置等に関する対応策である。収蔵施設での保管方法として木製の保存箱の使用を推薦している。1995年の阪神淡路大震災によって木製箱の有効性が認められた。神戸市立博物館被害状況について同館元学芸員の森田捻氏（現九州国立博物館）による分析によると、木製棚に木製箱を置いていた収蔵庫での被害率は0.07%であった。しかし、金属製のマップケースなどに収納されたものはすべて被害にあっている（本田 2011）。桐で作られた保存箱は急激な温度変化を緩和して文化財への影響を少なくする効果がある。木製箱を防災対策や文化財管理のために利用することが望ましい。

熊本県の特徴は平成28年度の地震経験から学んだ教訓を取り入れたことである。地震前の文化財記録の不備が原因で文化財損害が正確に把握できなかった。そのために建造物や古墳などの三次元データ化を始めて文化財の情報を収集している。文化財のデジタル化として鳥取県では「とっとりデジタルコレクション」というシステムがある。鳥取県立公文書館、鳥取県埋蔵文化財センター、鳥取県立図書館、鳥取県立博物館の4館が所蔵するさまざまな資料をデジタル化し、インターネットで閲覧することができる。令和3年3月に公開して1年が経過した現在に全体でのアクセス件数が20万件を超えている。文化財情報のデジタル化は資料のバックアップやシステム管理に予算が必要であるが、文化財防災の環境づくりに欠かせない。

文化財防災マニュアルに各県の現状や特徴を反映して作成することが重要である。過去の災害から知見を得るためには、経年性（周期性があったか、いつごろに多かったか）、季節性（どの季節に多かったか）、時間性（何時ごろに多かったか）、地域性（どの場所で多かったか）などに関する情報が重要である（立命館大学「テキスト文化遺産防災学」刊行委員会 2013）。文化財防災マニュアルの他に災害現場で活用できるマニュアルが必要である。調査をスムーズに行う準備としてだれが(Who)、何を(What)、いつ(When)、どのような(How)するかを示したガイドラインを用意する。災害現場向けの文化財防災マニュアルは、UNESCO ICCROMによる非常時における文化財の救出と保全の手引きが参考になる。この手引きのポイントは危機発生時に、いつ救出すべきか、どのようにして救出するかである。作業手順や文化

財の取扱いに関する写真や説明が分かりやすくして災害時における適切なアプローチを示している。

IV. まとめ

本研究では鳥取県の文化財防災マニュアルに必要な内容を調べるために、各県の防災マニュアルを調査した。文化財防災のためには、平常時の対策、被災時の対応、復旧への計画が必要である。平常時の対策として①ハザードマップの作成、②文化財の点検および記録、③備品準備、④役割分担、⑤応援要請の連携などが挙げられる。被災時の対策として①応急処置方法、②被災状況の把握、③被災後の文化財の取扱いなどが必要である。復旧のためには、①災害発生時から復旧までの計画、②補助金の準備などが挙げられる。

本研究で調べた防災マニュアルは文化財所有者や関係者向けに作成している。文化財所有者がマニュアルを正しく理解できるように具体的な内容や写真が求められる。文化財所有者を対象にする応急処置の講習会を開催して専門家のノウハウを所有者に伝え、緊急時に誰でもできる防災対策を構築することが欠かせない。

文献

- 高妻洋成 (2020) 「文化財防災の現状と課題」『文化財の虫菌害』80, pp.3-10.
- 国際連合教育科学文化機関 (2018) 『UNESCO・ICCROMによる非常時における文化財の救出と保全の手引き』大平印刷株式会社.
- 神奈川県文化財防災対策マニュアル https://www.pref.kanagawa.jp/documents/30901/bunkazai_bousai.pdf (2021年11月1日最終閲覧日).
- 長野県文化財防災マニュアル <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunkazai/documents/bousaimanyuaru.pdf> (2021年11月8日最終閲覧日).
- 兵庫県文化財災害対応マニュアル <http://www.huogo-c.ed.jp/shabun-bo/gyouseisituhp/top/saigai-manual.pdf> (2021年11月5日最終閲覧日).
- 三重県文化財防災マニュアル <https://www.bunka.pref.mie.lg.jp/common/content/000731635.pdf> (2021年11月1日最終閲覧日).
- 文化庁 (2022) https://www.bunka.go.jp/earthquake/taio_hoho/index.html (2022年8月4日閲覧).
- 岡山県文化財所有者のための防災対策マニュアル https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/503634_3765446_misc.pdf (2021年11月4日最終閲覧日).
- 徳島県文化財災害等対応マニュアル <https://www.pref.toku>

shima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/bunka/5050770/ (2021年11月9日最終閲覧日).

えひめ文化財防災マニュアル 2018 <https://www.pref.ehime.jp/k70600/documents/bunnkazaibousaimanyuaru2018.pdf> (2021年11月15日最終閲覧日).

熊本県文化財防災マニュアル <https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/71142> (2021年11月12日最終閲覧日).

深瀬浩三(2016)「歴史的文化財の保全のためのマッピング化の試み—文化財地理情報データベースの利用—」, 第13回鹿大防災セミナー, 2016年10月, 鹿児島大学郡元キャンパス, pp.127-135.

全国被災建築物応急危険度判定協議会(2022) <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/> (2022年8月19日最終閲覧日).

本田光子(2011)「文化財の収蔵庫」『マテリアルライフ学会誌』, 23(2) pp.62-66.

立命館大学「テキスト文化遺産防災学」刊行委員会(2013)『テキスト文化遺産防災学』学芸出版社, pp.30-31.